

第1章 計画の策定にあたって

資料 1

1 地域福祉計画策定の趣旨

<地域福祉とは>

「地域福祉」とは、法律や制度によるサービスを利用するだけでなく、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支え合い、助け合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を、みんなでつくっていく取り組みのことです。

法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域みんなが相互に助け合う関係や、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と連携して、支援を必要としている人を支えていく仕組みづくりがさらに重要となっています。

<計画策定の背景>

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく中で、さまざまな分野の課題が絡み合い複雑化し、高齢の親とひきこもりの子が同居する「8050問題」をはじめ、介護保険制度や障がい者支援制度など単一の制度のみでは対応しきれない課題が増えてきています。

また、人口減少や少子化・高齢化の進行に伴い、要介護者など支援を必要とする人が増加する中、これまで地域で活動してきた担い手が減少し、住民のつながりが希薄化するなど、地域における支え合いの機能が低下してきており、地域福祉に対するニーズは複雑・多様化してきています。さまざまな課題を適切な支援に繋いでいくためには、福祉や地域活動の担い手となる人材を育成し福祉サービスの充実を図るとともに、地域を見守り住民同士が支え合い助け合う関係をつくるなど、地域福祉の向上に努めていくことが求められます。

<国の社会福祉制度改革>

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民などが地域の課題を「我が事」として共に支え合い、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進めています。

平成29年6月の社会福祉法の改正では、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を図ること、市町村において複合的な課題や制度の狭間の課題に対応できる包括的な支援体制の整備に努めることなどが定められました。

また、令和2年6月の改正では、「介護保険法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「子ども・子育て支援法」、「生活困窮者自立支援法」などに基づく事業を、地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として実施できることなどが定められました。

<SDGsとの関係>

本市の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「持続可

能な開発目標（SDGs）」が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、地域力を生かし、社会的孤立や排除を防ぎ、支え合いの地域をつくることで、地域共生社会の実現を目指します。

＜新しい生活様式への対応＞

新型コロナウイルスの感染拡大は、地域福祉活動やボランティア活動、福祉サービスの提供体制などに大きな影響を及ぼしました。

市民の暮らしが「新しい生活様式」へ移行していくことに併せ、地域福祉活動も「新しい生活様式」に対応した新たな取り組みが求められています。

この計画は、以上のような社会環境の大きな変化や社会福祉にかかる制度改革を踏まえ、公的サービスなどの充実を図る一方、地域住民が主体となり、お互いに支え合い、つながり合える地域づくりを推進し、人と人とのつながりを大切にする「結の心」で支え合う地域づくりを目指し、新たな計画を策定するものです。

2 地域福祉計画の位置付け

(1) 法的位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村の計画で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。計画の内容は、地域のさまざまな福祉課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを、幅広い地域住民の参加を得ながら、福祉事業者、関係機関などと行政が協働し、推進していく上での指針となります。

「社会福祉法」より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 総合計画との関係

第六次大野市総合計画の基本目標の一つである「健幸で自分らしく暮らせるまち」を実現するための福祉の基本計画という性格を持ちます。

また、基本目標「未来を拓く大野っ子が健やかに育つまち」及び「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」の関連する施策を推進するための考え方を示しています。

(3) 関連計画との関係

本計画は、「大野市高齢者福祉計画」「大野市介護保険事業計画」（計画期間：令和 6～8 年度）、「大野市障がい者計画」（計画期間：令和 3～8 年度）、「大野市障がい福祉計画」および「大野市障がい児福祉計画」（計画期間：令和 6～8 年度）、「大野市子ども・子育て若者計画」（計画期間：令和 7～11 年度）の上位計画として位置づけ、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通理念を示します。

再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を、市町村が策定するよう努めることが規定されています。本計画において、再犯防止施策の推進に関する基本的な考え方や展開すべき施策を示しています。

その他、福祉分野における行政計画や他の関連計画、大野市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性・連携を図ります。

3 自殺対策計画の策定

平成 28 年 3 月に改正された自殺対策基本法において、市町村における自殺対策計画策定が義務づけられました。

本市においても、地域を基盤とする支援体制などを一体的に活用し、自殺対策を包括的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法第 13 条に基づく市町村自殺対策計画として、「自殺総合対策大綱」および「福井県自殺対策計画」との整合性を図り、第五次大野市地域福祉計画に包含して「第 2 期大野市自殺対策計画」を策定します。

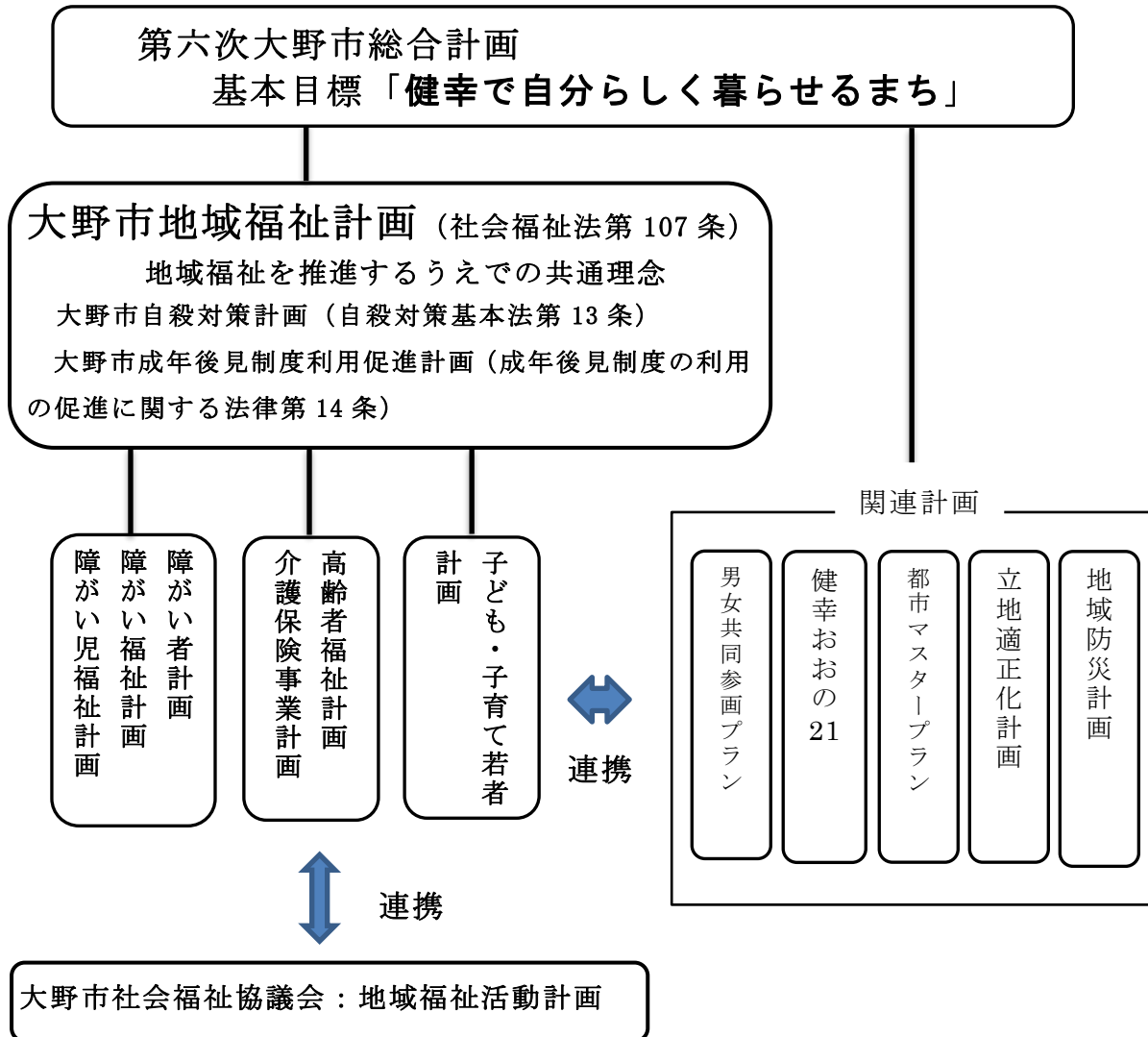
4 成年後見制度利用促進計画の策定

平成 28 年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律により、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることに努めることとされています。

現在、認知症や障がい者の増加に伴い、日常生活や財産管理等に支援が必要な人を社会全体で支えることが課題となる中、成年後見制度の利用及び認知は十分に浸透していないことが現状となっています。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、「親亡き後」の障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度による支援が必要になっていくと考えられるため、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が続けることができるよう成年後見制度に関する施策を推進し、総合的に支援していくことを目的として、「大野市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

＊地域福祉計画の位置づけ＊



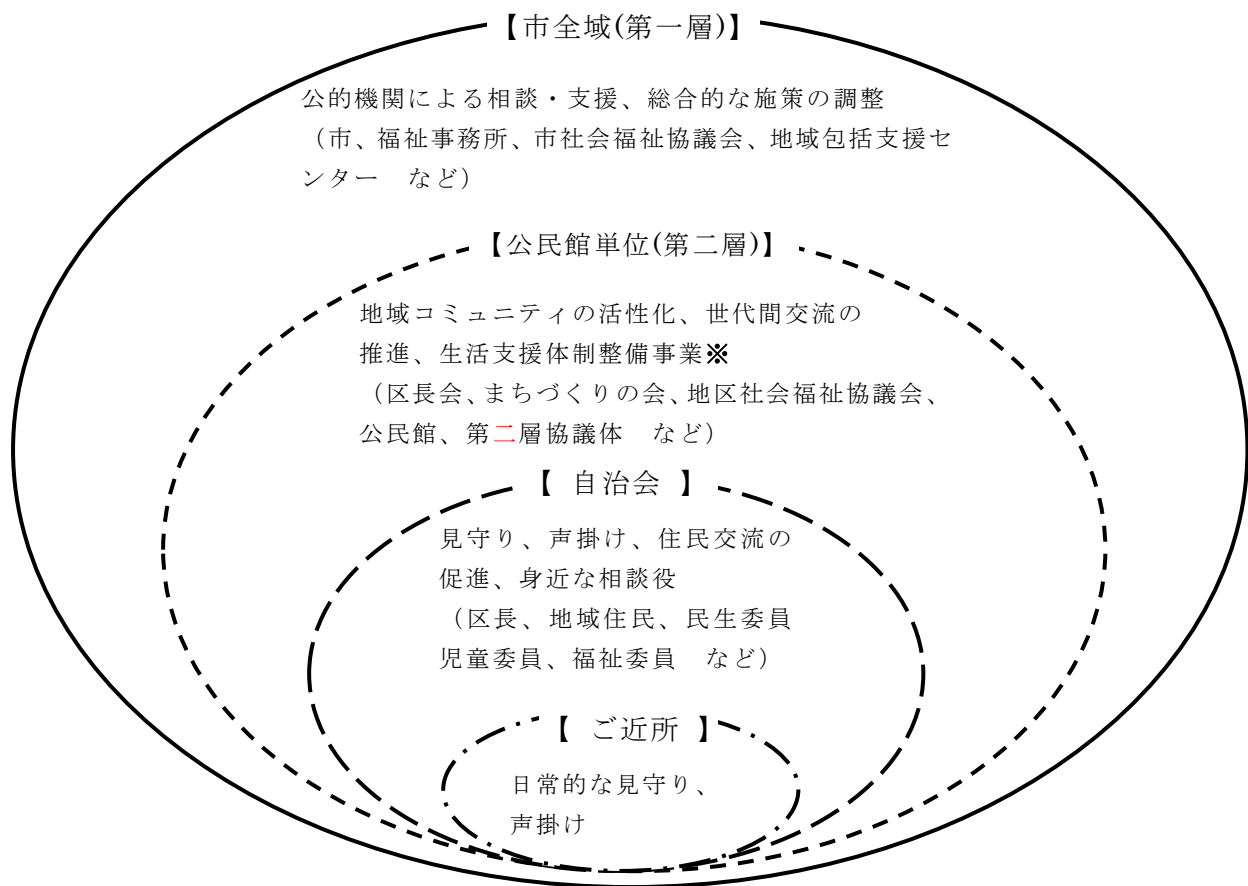
4 計画の範囲および「地域」のとらえ方

本計画における地域福祉を推進する対象地域は、大野市全域とします。

地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲の「地域」の設定が必要になります。

地域福祉を推進していく上では、身近な生活の範囲である公民館単位の区域を基本としますが、「公民館単位」の地域ですべての地域課題を解決することは困難であり、地域は図のとおり、「ご近所」、「自治会」、「公民館単位(第二層)」、「市全域(第一層)」におおむね区分します。

地域課題の解決にあたっては、課題の内容や質に応じて重層的に取り組むことが求められ、実施する施策や活動内容により、柔軟に取り組んでいきます。



※ 生活支援体制整備事業

市町村が定める地域ごとに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体を設置し、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業です。協議体には市全体（第一層）で設置するものや、公民館単位（第二層）ごとに設置するものがあり、それぞれ第一層協議体、第二層協議体と呼ばれます。

5 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度の5カ年を計画期間とします。なお、本計画は、令和3年3月に策定した第四次大野市地域福祉計画の見直しを行うものです。

福祉部門のそれぞれの下位計画の見直しは、必要に応じて行うものとします。

6 計画策定の体制

(1) 大野市地域福祉計画策定委員会の設置

専門的な検討として、学識経験者や関係機関・団体の代表、公募市民などからなる「大野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討を進めました。

(2) 庁内の関係部署連携

福祉や保健、医療、都市整備などの地域福祉に関わる関係部署と計画内容の検討や施策の調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を反映するためアンケート調査を実施し、広く市民の地域福祉に関する意向の把握を行いました。

第2章 大野市の地域福祉をめぐる現況

1 人口・世帯状況等の推移

(1) 人口の推移

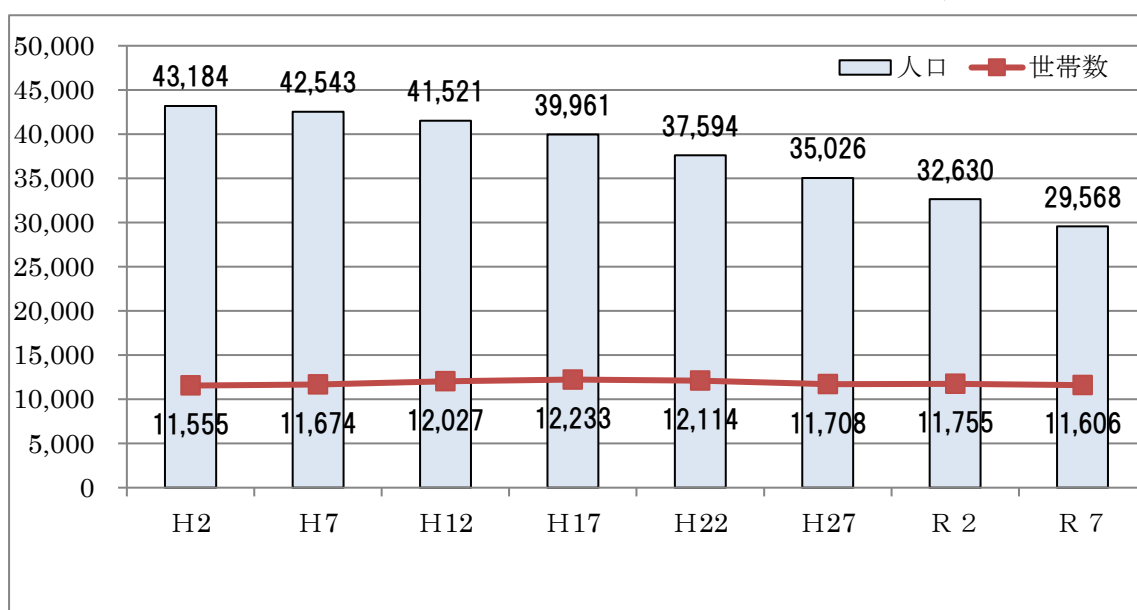
本市の総人口は、長期的に減少傾向で推移しており、令和7年の総人口は29,568人と、平成27年からの10年間で約5,000人減少しています。

今後も減少傾向で推移すると考えられます。

また、核家族化などにより増加傾向にあった世帯数は、近年は横ばいの傾向にあります。

(総人口・世帯数の推移)

(単位：人、世帯)

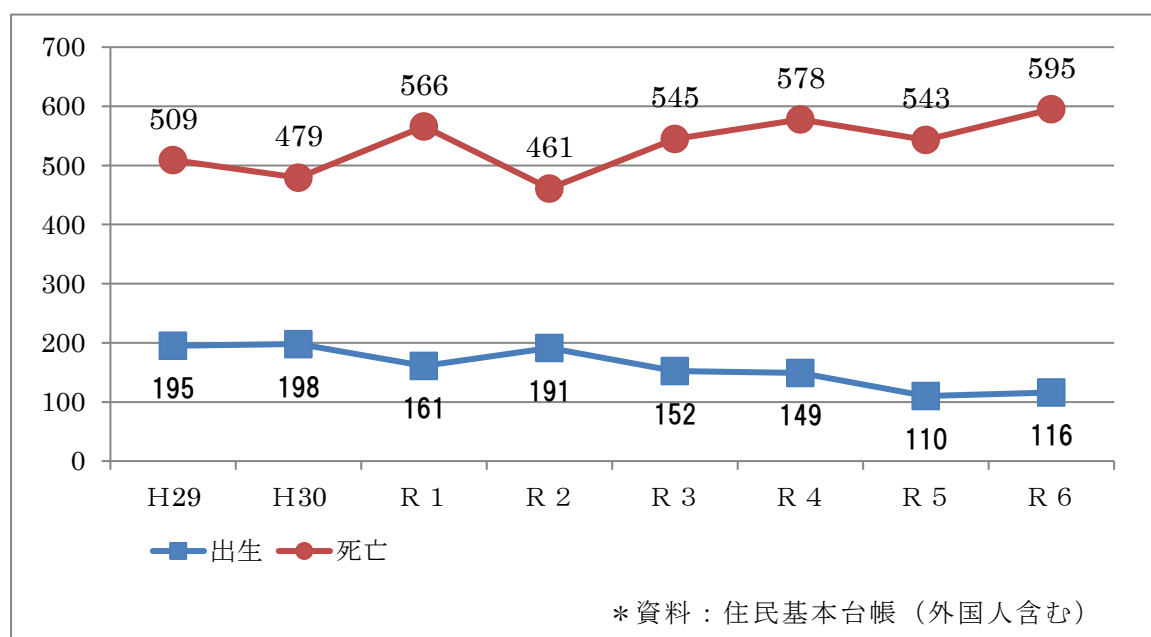


(2) 出生数・死亡数の推移

本市の出生数は、令和2年度より減少してきており、令和6年の出生数は116人となっています。

(出生数と死亡数の推移)

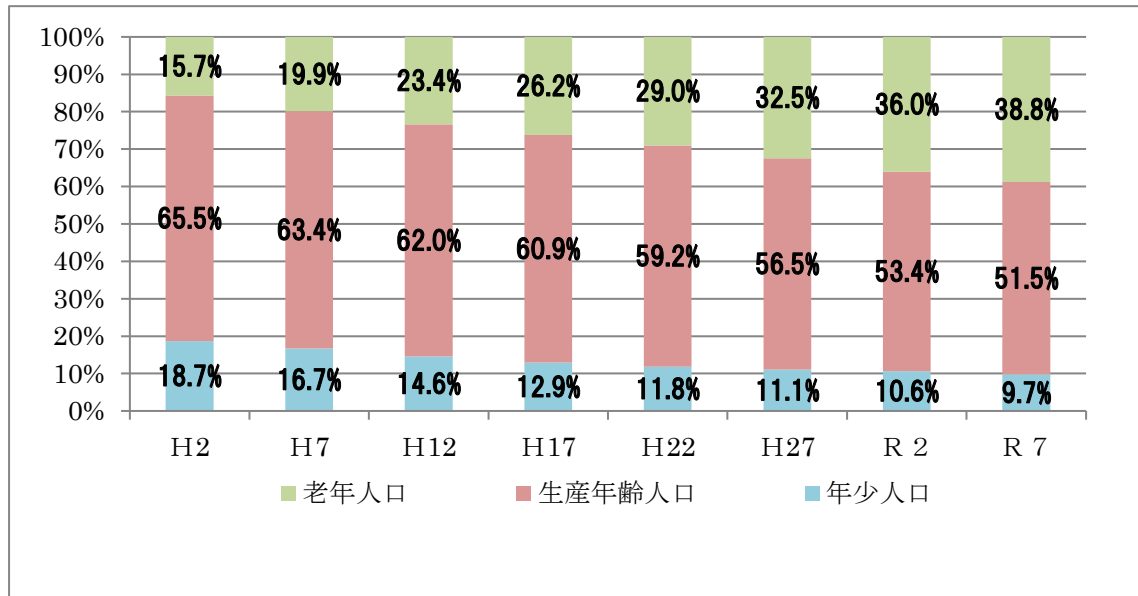
(単位：人)



(3) 人口構成

本市の階層別の人口構成比率は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少し、老年人口（65歳以上）は増加しており、令和7年の高齢化率は、38.8%になっています。今後も、少子化・高齢化がさらに進展すると見込まれます。

（階層別人口比率の推移）

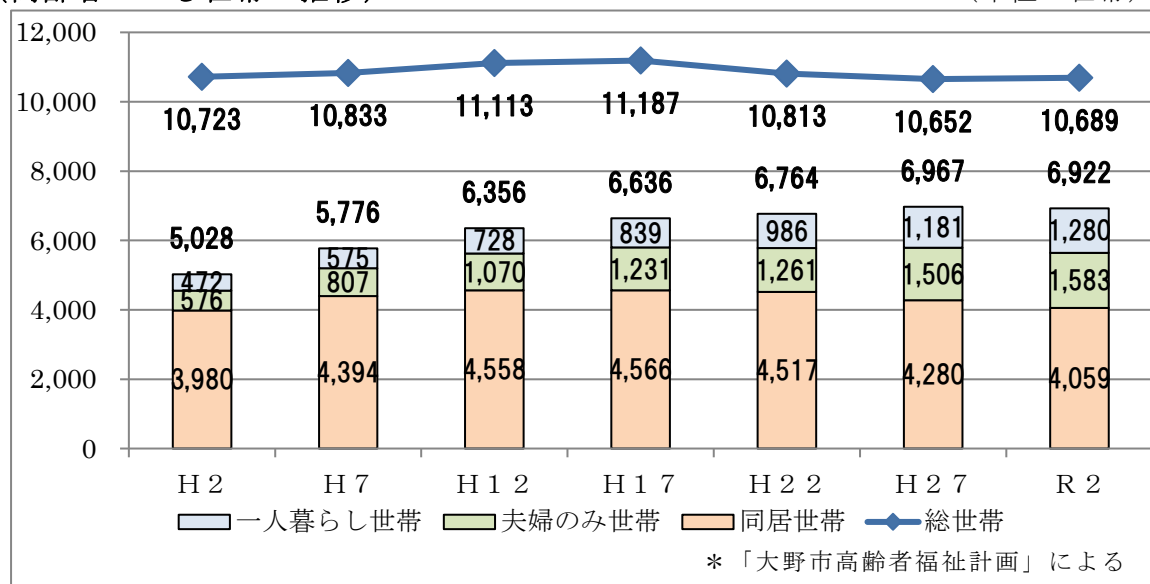


(4) 高齢者世帯の状況

本市の高齢者世帯数は、平成27年まで年々増加していますが、令和2年では減少となっています。令和2年の高齢者のいる世帯は、6,922世帯（総世帯に占める割合：64.8%）、内一人暮らし高齢者の世帯は、1,280世帯（総世帯に占める割合：12.0%）となっています。

（高齢者のいる世帯の推移）

（単位：世帯）



資料 平成2年～令和2年国勢調査（10月1日）、平成2年～平成17年は旧和泉村も含む

※1：施設などの入所者を除く

※2：65歳以上の親族がいる一般世帯（同居）

※3：65歳以上の一人暮らし老人世帯（一人暮らし）

※4：夫婦いずれか又は両方が65歳以上である世帯（夫婦のみ）

2 要介護高齢者・障がいのある人等の状況

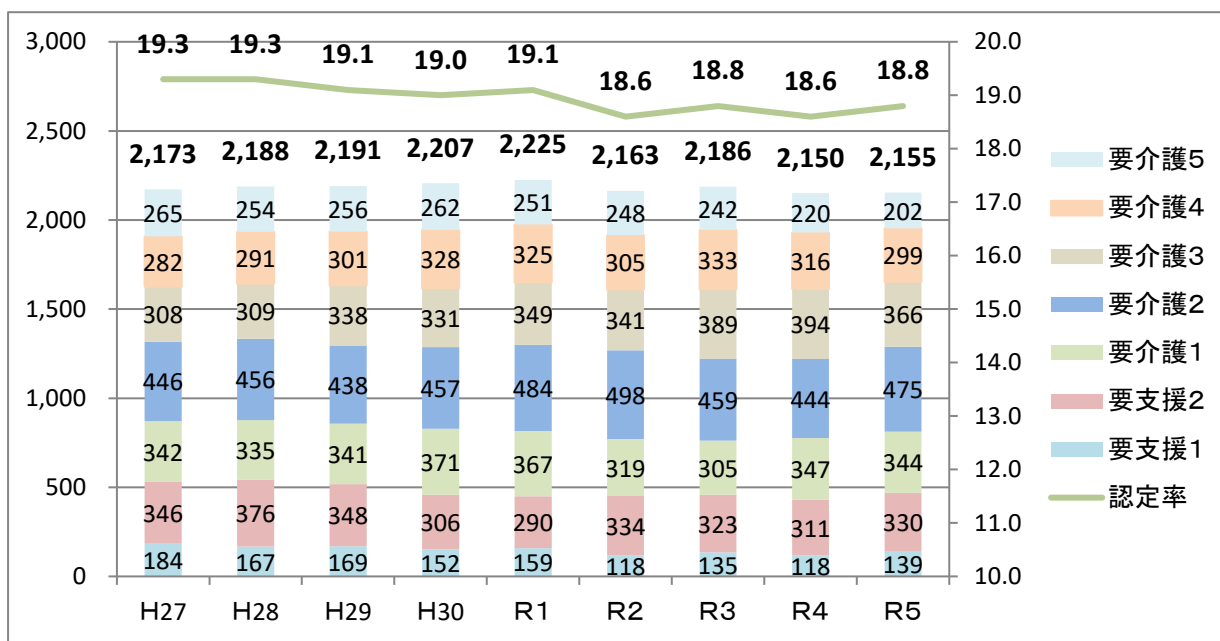
(1) 要介護認定者の状況

要介護認定者数は横ばいで推移しており、令和5年3月末の要介護認定者数は2,155人で、前年度から2%増加しています。

高齢者人口に対する要介護認定率も、平成27年3月末以降横ばいで推移しており、令和5年度3月末時点では18.8%となっています。

(要介護認定者等の推移)

(単位：人、%)



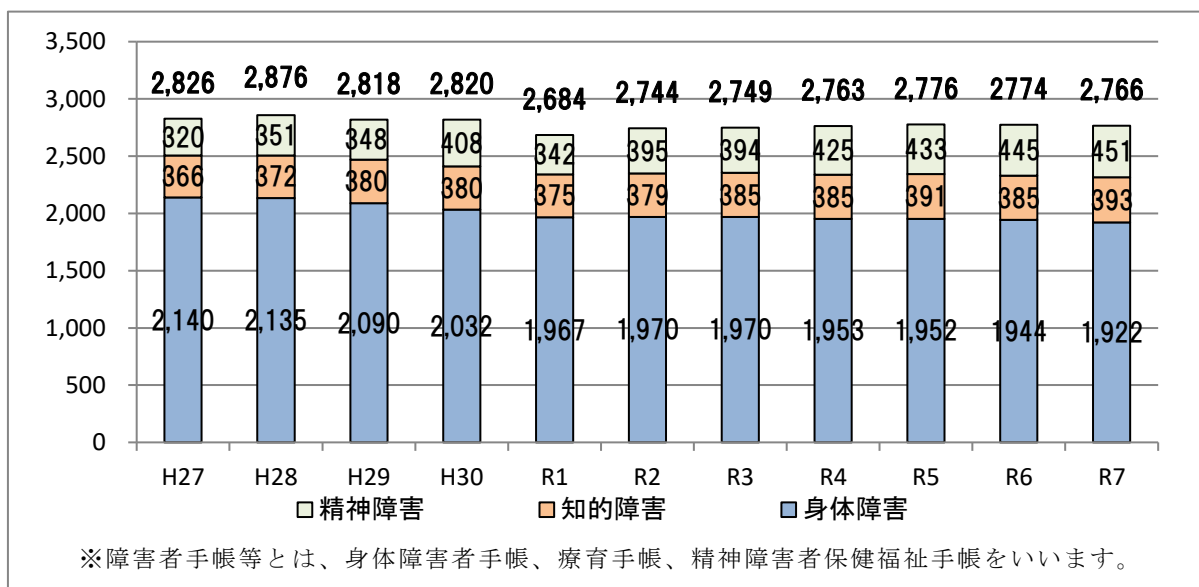
(2) 障害者手帳所持者の状況

令和7年4月1日現在、本市の障害者手帳の所持者数は2,766人で、人口に占める割合は、9.35%です。内訳は身体障がい者が1,922人、知的障がい者が393人、精神障がい者が451人となっています。

身体障害者手帳の所持者は減少していますが、療育手帳の所持者は横ばいで推移しています。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和6年に減少しましたが、増加傾向にあります。

(障害者手帳所持者数の推移)

(単位：人)

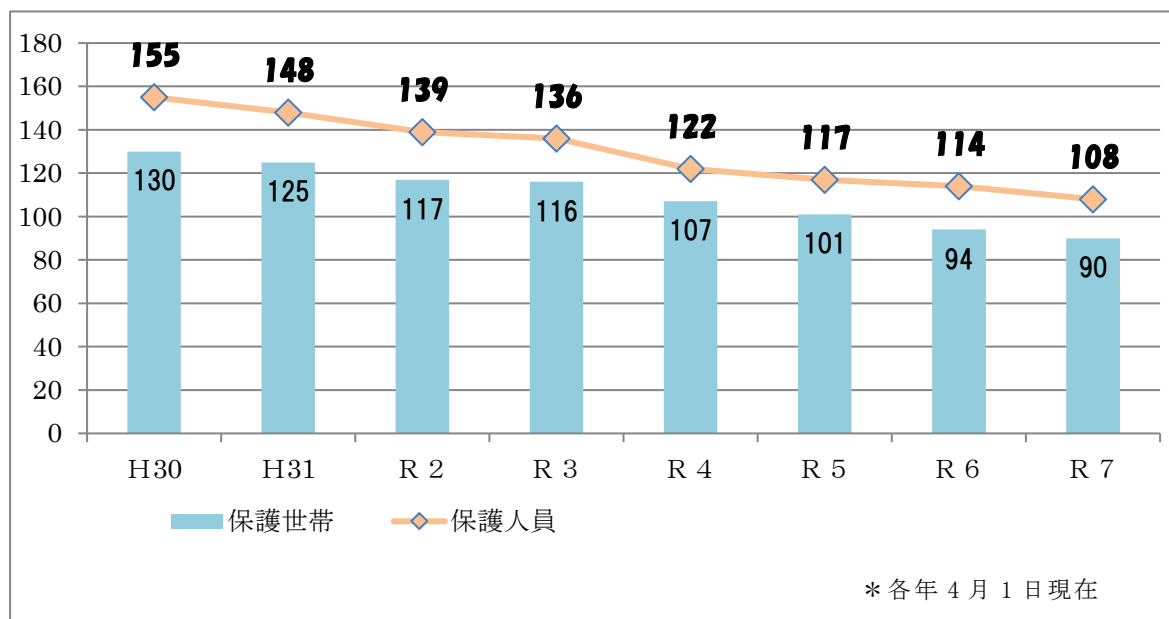


(3) 生活保護の状況

本市の生活保護世帯及び保護人員は、平成30年からは年々減少しています。

(保護世帯数・保護人員の推移)

(単位：人、世帯)



3 地域活動の状況

(1) ボランティアの活動状況

大野市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録者数は、個人活動とグループ活動を合計して、令和6年度末は3,132人となっています。

ボランティア登録者数および団体数は、新型コロナウイルスの影響等で減少傾向にあります。

また、センターの登録者のほかにも、各学校や事業所、地域などで、福祉ボランティア活動に参加する個人や団体があります。

ボランティア活動者数（大野市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録者数）

年度	個人	グループ		計
令和2年度末	623 人	56 団体	3,332 人	3,955 人
令和3年度末	592 人	57 団体	3,460 人	4,052 人
令和4年度末	531 人	55 団体	3,385 人	3,916 人
令和5年度末	580 人	52 団体	2,601 人	3,181 人
令和6年度末	577 人	50 団体	2,555 人	3,132 人

(2) NPO法人の活動状況

令和7年3月末現在、本市には、NPO法人（特定非営利活動法人）が9法人ありますが、そのうち、3法人が福祉関係の法人で、介護保険事業や障害福祉サービス事業、子育て支援事業、福祉に関する啓発普及事業など、それぞれ、特色ある活動を行っています。

(大野市内の福祉関係のNPO法人の状況)

(令和7年3月末現在)

法人名称	事業内容・目的	設立年月日
福祉ワーキンググループ大野	在宅介護事業（介護・障がい） 福祉に関する普及啓発事業	平成14年5月2日
子育て交流広場ちっく・たっく	子育てに関する支援 情報提供事業	平成17年3月30日
和が家	介護保険事業、介護予防事業、障 害者自立支援事業	平成17年12月8日

(3) 社会福祉協議会の活動状況

大野市社会福祉協議会では、協議会の活動計画である「大野市地域福祉活動計画」に沿って、市社会福祉協議会理事会、各地区社会福祉協議会および各地区福祉委員会で定期的に会議を開催しながら、さまざまな地域福祉の推進に関する活動を展開しています。

(大野市社会福祉協議会の実施する地域福祉の推進に関する活動)

地域福祉を推進する事業	地域福祉活動推進事業	①地区社協活動支援および連携 ②福祉委員会活動支援および連携
	地域福祉イベント事業	①福祉ふれあいまつりの開催 ②市社会福祉大会の開催
	福祉の輪づくり推進事業	①福祉「共育」推進事業
	生活支援体制整備事業（第一層、第二層）	
高齢者およびその家族等を支援する事業	在宅介護支援センター事業	
	和泉在宅介護支援センター事業	
	家族介護教室事業	
	高齢者ふれあいサロン事業	
	お出かけほっとサロン事業	
	高齢者巡回ホームヘルパー派遣事業	
ボランティア活動及び障がい者を支援する事業	ボランティア活動推進事業	
	災害ボランティア活動推進事業	
	障害者社会参加支援事業	
	障害者相談支援事業	
共同募金運動に関する事業	共同募金配分金事業	
その他の生活支援に関する事業	日常生活自立支援事業	
	法人後見事業	
	福祉資金貸付事業	

4 自殺者数

全国の自殺者数はほぼ横ばいではありますが、本市の自殺者数もほぼ横ばいとなっております。

(自殺者数の推移)

(単位：人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全国	20,169	21,081	21,007	21,881	21,837	20,320
福井県	113	126	128	114	99	105
大野市	5	3	5	3	7	6